住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第29号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則(昭和49年岩手県人事委員会規則第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(適用除外職員)	(適用除外職員)
第2条 給与条例第28条の5第1項第1号及び給与等条例第23	第2条 給与条例第28条の5第1項第1号及び給与等条例第23
条の4第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲	条の4第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲
げる職員とする。	げる職員とする。
(1)~(3) [略]	(1)~(3) [略]
	(4) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年岩
	手県条例第52号)第20条の2に規定する海外事務所勤務手当
	<u>の支給を受ける職員</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。